

【韓国】審判の口頭審理、海外当事者もオンライン参加が可能に

韓国知識財産処は、2026 年 7 月から、インターネット接続により場所を問わず参加できる「インターネット映像口頭審理」の本格運用を開始しました。これにより、海外の当事者や代理人も、韓国に移動することなく、遠隔で審判の口頭審理に直接出席して意見を述べることが可能となりました。

対象となるのは「公開」で行われる口頭審理に限られます。当事者がインターネットに接続する場所の物理的セキュリティ上の懸念から、非公開審理については、従来どおり対面審理または韓国知識財産処のソウル事務所に出席して行う遠隔映像審理方式で運営されます。なお、特別な事情がない限り、ほとんどの口頭審理は公開で行われています。

申請方法は、口頭審理の開催申請時に「インターネット口頭審理」を選択するか、口頭審理期日の指定通知後に変更申請書を提出するかのいずれかです。本制度では、韓国政府の「オンナラ個人用コンピュータ映像会議システム」が利用され、参加者は各自の PC から審判にリモートで接続します。